

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援の実施状況について

横浜市では、本市が実施した子宮頸がん予防ワクチンの接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障が生じている市民の方が、症状と接種との因果関係が明らかとならない段階においても、現に症状を有している実態に即して適切な医療が受けられるよう、平成 26 年 6 月 1 日から、本市独自に医療費・医療手当の給付などの医療支援を開始しています。

1 医療支援の概要

(1) 対象者

次の全ての項目に該当する方を対象としています。

- ア 横浜市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方
(接種日時点で本市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者で、市外にて接種を受けた方を含みます。)
- イ 接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障が生じている方
- ウ 接種後の症状について横浜市に相談された方
(本市では、保護者の方から御相談いただいた場合、原則として国が定める様式(「予防接種後に発生した症状に関する報告書(保護者報告用)」)により国に報告しています。)

(2) 対象医療機関

医療費及び医療手当の給付は、次の医療機関での医療を対象としています。

- ア 横浜市立大学附属病院
- イ 厚生労働省「慢性の痛み対策研究事業」の研究班に属する医療機関
- ウ その他の専門医療機関
(例) 国立精神・神経医療研究センター病院、国立病院機構の設置する病院
横浜市の市立・地域中核病院 等

(3) 給付額

- ア 医療費の自己負担分
- イ 医療手当(医療を受けた月に限り月額で給付するもので交通費その他諸経費に相当します。)
通院(3日未満) 33,200円 (3日以上) 35,200円
入院(8日未満) 33,200円 (8日以上) 35,200円 同一月に通院・入院 35,200円
なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による健康被害救済制度や、特定疾患医療給付等、他の制度により給付を受けた分は控除します。

(4) 給付対象期間

接種後の症状に対する医療を受けた日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 医療支援の実施状況(平成 27 年 2 月 28 日時点)

(1) 給付決定件数

15人(総額:7,256,668円)
※その他給付予定の方 約20人

(2) 接種後の症状に関する保護者からの相談件数

69人

(3) 横浜市立大学附属病院(小児科)への紹介受診件数

29人